

社会人の方で理容師を目指したいとお考えの方へ

(教育訓練給付金制度についてのお知らせ)

東京理容専修学校では、理容師養成コース（昼間部・通信部）、美容修得者コース（昼間部）へのご入学で「教育訓練給付金制度」がご利用いただけます。

「教育訓練給付制度」とは

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

45歳未満の離職者の方が、厚生労働大臣の指定する講座（本校の資格取得の各コースにあたります）を受講し修了した場合、本人が支払った学費（入学金、授業料）の一部がご自身のお手続きにより、ハローワークから支給されます。

<対象者>

受給開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

※離職した方は離職日の翌日から受講開始日まで1年以内の方

<支給額>

①教育訓練経費の50%を在学中に給付～専門実践教育訓練の指定コース・理容師養成コース（昼間部／通信部）、美容修得者コース（昼間部）を受講した方。

②教育訓練経費の20%を卒業後に給付～卒業後に理容資格取得して1年以内に一般被保険者として雇用された方。

◆理容師養成コース（昼間部）入学の場合は、給付金額が在学中に約80万円、卒業後に理容師資格取得・1年以内に就職して約30万円、合計約110万円となります。他コース入学の場合の給付金額の目安については本校までお問い合わせください。

※本制度の詳細については各地区のハローワークへお問合せ・または厚生労働省HPなどをご覧ください。

東京理容専修学校

〒161-0033 千代田区西神田 1-3-4

TEL03-3293-9871 